

定時株主総会 招集ご通知

平成28年4月1日~平成29年3月31日



日時

平成29年6月23日(金曜日)午前10時

場所

大阪市北区大深町3番1号

グランフロント大阪 北館 ナレッジキャピタル4階ナレッジシアター (KNOWLEDGE THEATER)

※末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

目次

日来し旭川	
(添付書類)	
事業報告 …	[
車結計算書:	類 30
計算書類 …	33
監査報告書	37
朱主総会参	考書類 4′
第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	取締役8名選任の件
第4号議案	当社株券等の大規模買付
	行為への対応方針継続承

株式会社タイセル

認の件

証券コード: 4202

株主各位

大阪市北区大深町3番1号

株式会社タイセル代表取締役社長札場操

第151回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第151回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年6月22日午後5時までに到着するようご返送くださるか、議決権行使サイト(http://www.web54.net) により議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- 1. 日 時 平成29年6月23日(金曜日) 午前10時
- 2. 場 所 大阪市北区大深町3番1号 グランフロント大阪 北館 ナレッジキャピタル4階 ナレッジシアター
- 3. 株主総会の目的事項

報告事項

- 1. 第151期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第151期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役8名選任の件

第4号議案 当社株券等の大規模買付行為への対応方針継続承認の件

4. 招集通知にあたっての決定事項

3頁「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

以上

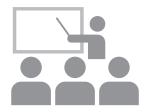
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。 また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参いただけますようお願い申し上げます。

◎当日は節電のため、会場の冷房を控え目にさせていただきますので、軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.daicel.com)に掲載しておりますので、報告事項に関する添付書類には記載しておりません。「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」は、報告事項に関する添付書類とともに、会計監査人および監査役の監査対象となっております。
- ◎株主総会参考書類および添付書類に修正すべき事項が生じた場合には、当社ウェブサイト (https://www.daicel.com) に、修正後の内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合



株主総会開催日時 平成29年6月23日(金曜日)午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。(ご捺印は不要です。) なお、株主様でない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主 様以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。

書面にて行使いただく場合



行使期限 平成29年6月22日 (木曜日) 午後5時到着分まで

各議案の賛否を議決権行使書用紙にご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

インターネットにて行使いただく場合



行使期限 平成29年6月22日 (木曜日) 午後5時まで

インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙に表示された 「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛 否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト アドレス

http://www.web54.net

◆ インターネット等による議決権行使のご案内については次頁をご参照ください。

インターネット等による議決権行使

1 ■ 議決権行使のお取扱いについて

書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって議決権を複数回数行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

- ク ▮ パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて
 - ①パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。
 - ②パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、 画面の案内に従ってお手続き下さい。
 - ③議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。
- 3 パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について
 - ①本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせ下さい。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル



0120-652-031 (フリーダイヤル)

(受付時間 9:00~21:00)

- ②その他のご照会は、以下のお問い合わせ先にお願いいたします。
 - ア 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせ下さい。

イ 証券会社に□座のない株主様 (特別□座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行事務センター



0120-782-031 (フリーダイヤル)

(受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

議決権電子行使プラットフォームのご利用について(機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以上

添付書類

第 151 期 事 業 報 告

(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

① 事業の概況

当連結会計年度の世界経済は、中国で景気の減速がみられた時期があったものの、全体としては緩やかな 回復基調が続きました。日本経済は、一部に弱さがみられるものの緩やかな回復基調が続きましたが、為替 環境の変化や海外情勢の不透明感の高まりなど予断を許さない状況のうちに推移しました。

このような環境の中、当社グループは、製品需要に対応した最適な生産体制の構築、事業拡大のための組織の強化、さらには継続的なコストダウンを行うなど、引き続き企業基盤の強化に懸命に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、為替の影響などにより、4,400億61百万円(前年度比2.2%減) となりました。利益面では、営業利益は643億6百万円(同0.1%減)、経常利益は662億15百万円(同 1.2%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は431億98百万円(同7.2%増)となりました。

② セグメント別の概況

次に、セグメント別の概況をご報告申し上げます。

セルロース事業部門

酢酸セルロースは、液晶表示向けフィルム用途はほぼ横這いとなったものの、その他用途が減少したことや、為替の影響などにより、売上高は減少いたしました。

たばこフィルター用トウは、世界的に需給が緩んでいる中、主要顧客との関係強化や新規顧客開拓、大竹 工場での増産が寄与し、販売数量は増加したものの、為替の影響などにより、売上高は減少いたしました。

当部門の売上高は、894億76百万円(前年度比14.4%減)、営業利益は、為替の影響や減価償却費の増加などにより、230億円(同22.5%減)となりました。

有機合成事業部門

主力製品の酢酸は、当連結会計年度が網干工場で2年に1度の定期修繕を実施しない年であったことにより販売数量が増加したものの、為替の影響や市況低下の影響により、売上高は減少いたしました。

合成品は、販売数量が増加したものの、為替の影響や原油価格低下に伴う販売価格への影響などにより、 売上高は減少いたしました。 機能品は、為替の影響を受けたものの、電子材料分野やコスメ・ヘルスケア分野などで一部製品の需要が 堅調に推移したことにより、売上高は微増となりました。

光学異性体分離カラムなどのキラル分離事業は、インド向けなどのカラム販売が好調に推移したものの、 為替の影響などにより、売上高は減少いたしました。

当部門の売上高は、761億93百万円(前年度比6.8%減)、営業利益は、原燃料調達価格の低下などにより、115億38百万円(同3.2%増)となりました。

合成樹脂事業部門

ポリアセタール樹脂、PBT樹脂、液晶ポリマーなどのエンジニアリングプラスチック事業は、中国などの新興国経済の減速や電子デバイス製品市場の不振がみられたものの、中国や東南アジアでの自動車生産が好調に推移したことなどにより、販売数量は増加しました。一方で、為替の影響や原燃料価格低下に伴う販売価格への影響などもあり、売上高は減少いたしました。

ABS樹脂、エンプラアロイ樹脂を中心とした樹脂コンパウンド事業は、販売数量が増加したものの、為替の影響や原油価格低下に伴う販売価格への影響などにより、売上高は減少いたしました。

シート、成形容器、フィルムなどの樹脂加工事業は、シートなどの販売が減少し、売上高は減少いたしました。

当部門の売上高は、1,569億46百万円(前年度比2.6%減)、営業利益は、販売数量の増加や原燃料調達価格の低下、各社の収益改善などにより、215億51百万円(同5.1%増)となりました。

火工品事業部門

自動車エアバッグ用インフレータ (ガス発生器) などの自動車安全部品事業は、為替の影響があったものの、インフレータの販売数量増加などにより、売上高は増加いたしました。

発射薬、ミサイル構成部品、航空機搭乗員緊急脱出装置関連製品などの特機事業の売上高は減少いたしま した。

当部門の売上高は、1,111億99百万円(前年度比15.9%増)、営業利益は、販売数量の増加などにより、212億78百万円(同53.3%増)となりました。

その他部門

水処理用分離膜モジュールなどのメンブレン事業は、装置販売などの減少により、売上高は減少いたしました。

運輸倉庫業など、その他の事業の売上高は減少いたしました。

当部門の売上高は、62億44百万円(前年度比5.5%減)、営業利益は、7億41百万円(同309.4%増)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、395億28百万円(工事ベース)でありましたが、その主な内容は、次のとおりであります。

- ① 当期中に完成した主要設備 ボイラーの新設、たばこフィルター用トウ製造設備の増強、自動車エアバッグ用インフレータ製造設備 の増強などを実施いたしました。
- ② 当期継続中の主要設備 総合研究所・姫路技術本社の再配置、自動車エアバッグ用インフレータ製造設備の増強などを進めております。
- ③ その他各事業場の安全向上対策ならびに現業各設備の合理化、省力化のための投資を実施し、また推進中であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金につきましては、主に自己資金により賄いました。

(4) 対処すべき課題

今後の世界経済は、先進国の雇用環境の改善を背景とした個人消費の底堅さにより、緩やかな回復が続くものと見込まれます。一方、経済格差や移民問題に端を発した反グローバリズムの動きや地政学リスクが経済見通しに大きな影響を与える可能性もあるなど、不確実性をはらんだ環境が続くものと予想されます。

このような情勢下、当社グループは、メーカーとしての基本である安全操業および製品安全・品質確保を変わらぬ最重要課題としつつ、長期ビジョン『Grand Vision 2020』の実現に向け、平成29年度から31年度までの3年間を計画期間とする新中期計画「3D-II」を策定いたしました。

本中期計画では、「3D-I」、「3D-II」で進めてきた『ベストソリューション』実現企業に向けた取り組みをさらに発展させ、M&Aも含めた積極的な投資などにより既存事業の成長および新規事業ユニットの創出を加速させます。新規事業ユニットについては、グループ外の顧客、大学等のアイデアを広く取り入れるオープンイノベーションの活用などにより、次の成長の柱となる事業の構築を目指します。

株主の皆様におかれましては、今後とも、より一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 利益配分に関する基本方針

当社は、各事業年度の連結業績を反映した配当と、より強固な収益基盤を確立して中長期的な株主価値向上に資するための内部留保の充実とを総合的に勘案した、バランスのとれた利益配分を基本方針としております。また、自己株式の取得につきましても、配当を補完する株主還元策として機動的に実施してまいります。

内部留保資金につきましては、新規事業展開および既存事業強化のための研究開発、設備の新・増設、効率 化対策など、業容の拡大と高収益体質の強化のための投資に充当し、将来の事業発展を通じて、株主の皆様の 利益向上に努めたいと存じます。

なお、平成26年度から3年間の中期計画「3D-II」では、平成23年度から3年間の中期計画「3D-II」から継続して、配当額と自己株式取得額とを合算した金額の親会社株主に帰属する当期純利益に対する比率である株主還元性向30%を目標としておりました。平成29年度から3年間の新中期計画「3D-II」におきましては、配当性向30%を目標とし、自己株式の取得につきましても機動的に実施してまいります。

(6) 財産および損益の状況の推移

	区	分	第148期 (平成25年度)	第149期 (平成26年度)	第150期 (平成27年度)	第151期 (平成28年度) (当連結会計年度)
売	上	高(百万円)	413,786	443,775	449,878	440,061
営	業利	益(百万円)	37,912	51,303	64,349	64,306
経	常 利	益(百万円)	41,433	55,063	65,404	66,215
親会社	株主に帰属する当	期純利益 (百万円)	22,843	31,252	40,313	43,198
1 杉	未当たり当	前期 純利益	64円98銭	88円95銭	115円02銭	124円61銭
総	資	産 (百万円)	509,834	565,332	560,190	599,708
純	資	産 (百万円)	295,805	356,177	368,720	399,429
1 柞	集 当 た り	純 資 産 額	764円51銭	922円71銭	966円36銭	1,067円63銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。
 - 2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から期末自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。

(7) 主要な事業内容

当社グループが製造および販売する主要製品等は次のとおりであります。

セグメント	主 要 製 品 名
セルロース事業	酢酸セルロース、たばこフィルター用トウ 他
有機合成事業	酢酸および酢酸誘導体、カプロラクトン誘導体、 エポキシ化合物、光学異性体分離カラム 他
合成樹脂事業	ポリアセタール樹脂、PBT樹脂、ABS樹脂、 エンプラアロイ樹脂、各種合成樹脂成形加工品 他
火 工 品 事 業	自動車エアバッグ用インフレータ、 航空機搭乗員緊急脱出装置、発射薬 他
そ の 他	水処理用分離膜モジュール、運輸倉庫業 他

(8) 主要な営業所および工場

当 社	大阪本社 (大阪市北区)、東京本社 (東京都港区)、総合研究所 (兵庫県姫路市)、神崎工場 (兵庫県尼崎市)、姫路製造所網干工場 (兵庫県姫路市)、姫路製造所広畑工場 (兵庫県姫路市)、播磨工場 (兵庫県たつの市)、新井工場 (新潟県妙高市)、大竹工場 (広島県大竹市)
協同酢酸株式会社	本社(東京都港区)、工場(兵庫県姫路市)
ポリプラスチックス株式会社	本社(東京都港区)、富士工場(静岡県富士市)
ダイセルポリマー株式会社	本社(東京都港区)、広畑工場(兵庫県姫路市)
ダイセル・セイフティ・システムズ株式会社	本社・工場(兵庫県たつの市)
Daicel Safety Systems America, LLC	本社・工場(米国ケンタッキー州)
Daicel Safety Systems (Thailand) Co., Ltd.	本社・工場(タイ国プラチンブリ県)
Daicel Safety Systems (Jiangsu) Co., Ltd.	本社・工場(中国江蘇省丹陽市)
Special Devices, Inc.	本社(米国カリフォルニア州)、工場(米国アリゾナ州)
ダイセル物流株式会社	本社 (大阪市北区)
Daicel (China) Investment Co., Ltd.	本社(中国上海市)

(注) 平成29年4月1日付をもって、総合研究所と姫路技術本社を再配置し、イノベーション・パーク(兵庫県姫路市)として集約いたしました。

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減 (減少は△)
名	名
11,556	847

(注) 従業員数は就業人員数であり、グループ外からの受入出向者を含み、グループ外への出向者、使用人兼務役員および 嘱託を含んでおりません。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
(有機合成事業)			
協同酢酸株式会社	3,000	87	酢酸の製造・販売
(合成樹脂事業)			
ポリプラスチックス株式会社	3,000	55	ポリアセタール樹脂他の製造・販売
ダイセルポリマー株式会社	100	100	ABS樹脂、エンプラアロイ樹脂他の製造・販売
(火 工 品 事 業)			
ダイセル・セイフティ・システムズ株式会社	80	100	自動車エアバッグ用インフレータの製造・販売
	百万US\$		
Daicel Safety Systems America, LLC	45	88	自動車エアバッグ用インフレータの製造・販売
	百万バーツ		
Daicel Safety Systems (Thailand) Co., Ltd.	270	100	自動車エアバッグ用インフレータの製造・販売
	百万元		
Daicel Safety Systems (Jiangsu) Co., Ltd.	256	100	自動車エアバッグ用インフレータの製造・販売
	±US\$		
Special Devices, Inc.	6	100	インフレータ用イニシエータの製造・販売
(その他)	百万円		
ダ イ セ ル 物 流 株 式 会 社	267	100	運輸倉庫業
	百万元		
Daicel (China) Investment Co., Ltd.	386	100	中国における関係会社の統括、研究開発

(11) 主要な借入先

	借	入	先		借 入 金 残 高
					百万円
株	式 会 社	三 井 住	友 銀	行 ^(注)	12,308
株	式 会 社 三 菱	更 東 京 U	F J 銀	行 ^(注)	8,249
株	式 会 社	国 際 協	力 銀	行	8,077
株	式 会 社 日	本 政 策	投 資 銀	行	5,000
B	本 生 命	保 険 相	互 会	社	3,150
農	林中	央	金	庫	1,653
株	式 会 社	みず	ほ銀	行	1,623
三	井 住 友 信	託 銀 行	株式会	社	1,357
三	井 生 命	保 険 株	式 会	社	850

⁽注) 借入金残高には借入先の海外現地法人銀行からの借入を含んでおります。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

1,450,000,000株

(2) 発行済株式の総数

349,942,682株

(うち自己株式3,737,941株)

(3) 株主数

17,365名

(4) 大株主(上位10位)の状況

			主			名				———— 持	株	数		<u></u>	資」	 七 率	
												千柱	朱				%
日本トラ	ラスティ	・サー	ビス信	託銀	行株:	式会	灶 (信託	□)		2	24,987				7.21	
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)								2	21,031				6.07				
日本	生	命	保	険	相	互	5	会	社		1	17,402				5.02	
富士フ	イル.	ムホ-	ールラ	<u>-</u> "	ンク	゛ス	株;	式 会	注社		1	17,271				4.98	
トョ	タ	自	動	車	株	式	5	会	社		1	15,000				4.33	
株式	会	社	Ξ	井	住	友	1	銀	行			7,096				2.04	
日本ト	ラステ	ィ・サ	ービス	ス信言	託銀	行 (信言	ŧ□	9)			6,886				1.98	
株式	会 社	Ξ	菱東	京	U	F	J	銀	行			6,503				1.87	
全 国	共 済	農	業協	同	組	合	連	合	会			5,459				1.57	
ダ	1	セ	ル		持		株		会			5,422				1.56	

⁽注) 出資比率は、自己株式を控除して算出し、小数第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況

地	位	Z	Е	E	1	<u> </u>	担当および重要な兼職の状況
代表目	取締役社	長	札	場		操	社長執行役員、役員人事・報酬委員会委員、経営諮問委員会委員長
代表	取 締	役	福	\blacksquare	眞	澄	専務執行役員、役員人事・報酬委員会委員、経営諮問委員会委員、事業支援センター長、企業倫理室担当、総合企画室担当、業務革新室担当
取	締	役	小	河	義	美	常務執行役員、経営諮問委員会委員、品質監査室担当、レスポンシブル・ケア 室担当、有機合成カンパニー担当、特機・MSDカンパニー担当
取	締	役	西	村	久	雄	常務執行役員、経営諮問委員会委員、研究開発本部長、新事業企画室担当、知 的財産センター担当
取	締	役	後	藤		昇	経営諮問委員会委員 ポリプラスチックス株式会社代表取締役社長
取	締	役	岡	\boxplus	明	重	役員人事・報酬委員会委員長 株式会社三井住友銀行名誉顧問 株式会社よみうりランド社外監査役
取	締	役	近	藤	忠	夫	役員人事・報酬委員会委員 株式会社日本触媒相談役 OKK株式会社社外取締役
取	締	役	下	﨑	千台	弋子	役員人事・報酬委員会委員 大阪市立大学大学院経営学研究科教授
常勤	」監査	役	桝	\blacksquare	宏	安	
常勤	監査	役	井		友	=	
監	査	役	岡	本	圀	衞	日本生命保険相互会社代表取締役会長 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ社外取締役 東京急行電鉄株式会社社外監査役 近鉄グループホールディングス株式会社社外取締役
監	査	役	髙	野	利	雄	高野法律事務所弁護士 長瀬産業株式会社社外監査役 株式会社カカクコム社外監査役 株式会社ファンケル社外監査役
監	査	役	市	\blacksquare		龍	市田龍公認会計士事務所公認会計士、税理士 京福電気鉄道株式会社社外監査役 株式会社タナベ経営社外取締役

- (注) 1. 取締役のうち岡田明重氏、近藤忠夫氏および下﨑千代子氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役のうち岡本圀衞氏、髙野利雄氏および市田龍氏は、社外監査役であります。
 - 3. 当事業年度における取締役および監査役の異動は次のとおりであります。
 - (1) 平成28年6月17日開催の第150回定時株主総会において、井口友二氏は監査役に新たに選任され就任いたしました。

- (2) 平成28年6月17日開催の第150回定時株主総会終結の時をもって、監査役木原強氏は任期満了により退任いたしました。
- (3) 監査役高野利雄氏は、平成28年6月29日付けでグローブライド株式会社社外監査役を退任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支	給 額 (年額)
丛 分		月額報酬分	賞 与 分	計
取締役 (うち社外取締役)	7名 (3名)	216百万円 (30百万円)	47百万円 (-百万円)	263百万円 (30百万円)
監査役 (うち社外監査役)	6名 (3名)	80百万円 (30百万円)	11百万円 (-百万円)	92百万円 (30百万円)
計	13名	296百万円	58百万円	355百万円

- (注) 1. 上記支給人員および支給額には、平成28年6月17日開催の第150回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
 - 2. 取締役の支給額は、平成26年6月20日開催の第148回定時株主総会において年額400百万円以内(うち社外取締役分は年額40百万円以内)と決議いただいております。
 - 3. 監査役の支給額は、平成26年6月20日開催の第148回定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額の決定に関する方針

当該方針につきましては、本事業報告末尾 別紙 1 「取締役および監査役の報酬等の額の決定に関する方針」をご参照ください。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 取締役 岡田明重氏
 - イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

株式会社三井住友銀行 名誉顧問

株式会社よみうりランド 社外監査役

株式会社三井住友銀行は、当社の主要借入先であり、当社の大株主であります。

株式会社よみうりランドと当社との間には特別の関係はありません。

- ロ. 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係
 - 該当事項はありません。
- ハ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した14回の取締役会のすべてに出席し、金融機関の経営で培われた経営者としての見識・経験等に基づき、主に財務および会計や配当等の方針、中期経営計画の経営戦略およびグローバル展開にかかるリスクなどについて、公平および公正な見地で積極的に発言を行っております。

二. 責任限定契約に関する事項

当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その契約の概要は、次のとおりであります。

- ・会社法第423条第1項の損害賠償責任を当社に対して負う場合は、15百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について善意であり、かつ重大な 過失がないときに限るものとする。

ホ. その他特記すべき事項

当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に対して届出を行っております。また、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当該基準につきましては、本事業報告末尾 別紙 2 「社外役員の独立性に関する基準」をご参照ください。

② 取締役 近藤忠夫氏

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

株式会社日本触媒 相談役

〇KK株式会社 社外取締役

株式会社日本触媒と当社との間には重要な取引等の関係はなく、また、〇KK株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

- □. 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係 該当事項はありません。
- ハ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した14回の取締役会のうち、13回(93%)に出席し、化学品の製造を行う企業の経営で培われた経営者としての見識・経験等に基づき、主に為替対策や他社との差別化に関する経営戦略など経営全般について、公平および公正な見地で積極的に発言を行っております。

二. 責任限定契約に関する事項

当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その契約の概要は、次のとおりであります。

- ・会社法第423条第1項の損害賠償責任を当社に対して負う場合は、15百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について善意であり、かつ重大な 過失がないときに限るものとする。

ホ. その他特記すべき事項

当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に対して届出を行っております。また、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当該基準につきましては、本事業報告末尾 別紙 2 「社外役員の独立性に関する基準」をご参照ください。

③ 取締役 下崎千代子氏

イ、他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

大阪市立大学大学院経営学科研究科教授

大阪市立大学と当社との間には重要な取引等の関係はありません。

- □. 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係 該当事項はありません。
- ハ. 当事業年度における主な活動状況

当該事業年度に開催した14回の取締役会のすべてに出席し、ダイバーシティ・マネジメントなど経営に関わる様々な研究を行う学識経験者としての見識・経験等に基づき、主に事業の将来展望、新規事業分野への進出およびリスク管理などについて、公平および公正な見地で積極的に発言を行っております。

二. 責任限定契約に関する事項

当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その契約の概要は、次のとおりであります。

- ・会社法第423条第1項の損害賠償責任を当社に対して負う場合は、15百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について善意であり、かつ重大な 過失がないときに限るものとする。
- ホ. その他特記すべき事項

当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に対して届出を行っております。また、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当該基準につきましては、本事業報告末尾 別紙2「社外役員の独立性に関する基準」をご参照ください。

- ④ 監査役 岡本圀衞氏
 - イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

日本生命保険相互会社 代表取締役会長

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 社外取締役

東京急行電鉄株式会社 社外監査役

近鉄グループホールディングス株式会社 社外取締役

日本生命保険相互会社は、当社の借入先であり、当社の大株主であります。また、当社との保険契約があります。

株式会社三菱UF Jフィナンシャル・グループの子会社である株式会社三菱東京UF J銀行は、当社の借入先であり、当社の大株主であります。

その他の兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

- □. 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係 該当事項はありません。
- ハ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した14回の取締役会のうち12回(86%)および14回の監査役会のうち12回(86%)に出席し、金融機関の経営で培われた経営者としての見識・経験等に基づき、主に業務遂行にかかる経営判断のプロセス、業績や会計方針に関する質問および妥当性に関する確認や、人材育成およびM&Aによる投資効果などについても公平および公正な見地で積極的に発言を行っております。

二. 責任限定契約に関する事項

当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その契約の概要は、次のとおりであります。

- ・会社法第423条第1項の損害賠償責任を当社に対して負う場合は、15百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について善意であり、かつ重大な 過失がないときに限るものとする。

ホ. その他特記すべき事項

当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に対して届出を行っております。また、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当該基準につきましては、本事業報告末尾 別紙 2 「社外役員の独立性に関する基準」をご参照ください。

⑤ 監査役 高野利雄氏

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

髙野法律事務所 弁護士

長瀬産業株式会社 社外監査役

株式会社カカクコム 社外監査役

株式会社ファンケル 社外監査役

長瀬産業株式会社と当社との間には重要な取引等の関係はなく、また、その他の兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

□. 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係 該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した14回の取締役会および14回の監査役会のすべてに出席し、法律家としての高度な専門的知識・見識および企業法務にかかわって培われた経験等に基づき、主に弁護士としての専門的な観点からの質問および妥当性に関する確認や、安全・品質面や内部統制に関する確認・助言およびM&A全般などについても公平および公正な見地で積極的に発言を行っております。

二. 責任限定契約に関する事項

当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その契約の概要は、次のとおりであります。

- ・会社法第423条第1項の損害賠償責任を当社に対して負う場合は、15百万円または会社法第425条第 1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について善意であり、かつ重大な 過失がないときに限るものとする。

ホ. その他特記すべき事項

当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に対して届出を行っております。また、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当該基準につきましては、本事業報告末尾 別紙2「社外役員の独立性に関する基準」をご参照ください。

⑥ 監査役 市田龍氏

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

市田龍公認会計士事務所公認会計士、税理士

京福電気鉄道株式会社 社外監査役

株式会社タナベ経営 社外取締役

上記兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

□. 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係 該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した14回の取締役会および14回の監査役会のすべてに出席し、公認会計士および税理士としての高度な専門的知識・見識および経験等に基づき、主に公認会計士および税理士としての専門的な観点からの質問および妥当性に関する確認や、M&Aに関する投資戦略や経営状況の確認などについても公平および公正な見地で積極的に発言を行っております。

二. 責任限定契約に関する事項

当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その契約の概要は、次のとおりであります。

- ・会社法第423条第1項の損害賠償責任を当社に対して負う場合は、15百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について善意であり、かつ重大な 過失がないときに限るものとする。
- ホ. その他特記すべき事項

同氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に対して届出を行っております。また、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当該基準につきましては、本事業報告末尾 別紙 2 「社外役員の独立性に関する基準」をご参照ください。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

区分	金額	
	百万日	円
① 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	121	
② 上記①の合計額のうち、当社が支払うべき当事業年度に係る報酬等の額	81	

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、生産性向上設備等投資促進税制に関する合意された手続業務を委託し、対価を支払っております。
 - 3. 監査役会は、会計監査人の職務遂行状況、監査計画および報酬見積りの算出根拠などが、当社の事業規模、 事業内容に合った適切なものとなっているかどうか、会計監査人から説明を受け、また取締役および社内の 関係部門からの報告も踏まえて検討を行いました。その結果、全員一致で会計監査人の報酬等の額は妥当で あると判断し同意いたしております。
 - 4. 当社の重要な子会社のうちDaicel Safety Systems America, LLC、Daicel Safety Systems (Thailand) Co., Ltd.、Daicel Safety Systems (Jiangsu) Co., Ltd.、Special Devices, Inc.およびDaicel (China) Investment Co., Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、 監査役会が、監査役全員の同意により解任いたします。

上記の場合のほか、会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合には、監査役会は、会計監査人の解任または不再任について検討します。

当該検討の結果、会計監査人を解任することまたは不再任とすることが妥当であると判断した場合、監査役会は会計監査人の解任に関する議案および新たな会計監査人の選任に関する議案を株主総会に付議するよう取締役会に対して請求します。

なお、会計監査人の再任の適否に関しては、会計監査人の職務遂行の状況等を勘案し、毎年検討を行うものとします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備および当該体制の運用状況に関する事項

当社の内部統制システム構築の基本方針は、以下のとおりであります。

(1) 当社およびグループ企業(以下「ダイセルグループ」という)の取締役・使用人の職務の執行が法令および 定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、法令遵守はもとより、広く企業に求められる社会規範、倫理観を尊重し、公正で適切な経営を目指し、「ダイセルグループ行動方針」を定め、具体的な行動指針として「ダイセル行動規範」を定めるとともに、グループ企業における具体的な行動指針の策定を推進し、その運用状況について確認する。
- ② 当社は、ダイセルグループにおけるコンプライアンスの実践等を推進する組織として、企業倫理室を設置する。
- ③ 企業倫理室は、企業倫理マネジメント規程に基づき、ダイセルグループの取締役および使用人に対するコンプライアンス教育・啓発を行うとともに、毎年、各部門および各グループ企業の活動計画の作成、結果のフォローを行い、取締役会に報告する。
- ④ 企業倫理室は、定期的にグループ企業に対してヒアリングを実施し、グループ企業のコンプライアンスに関する状況の把握に努める。
- ⑤ ダイセルグループの取締役および使用人は、重大な法令違反等、コンプライアンスに関する重大な事実を 発見した場合は、直ちに企業倫理室に報告を行い、その報告に基づき、企業倫理室担当役員が調査を行い、 社長と協議の上、必要な措置を講ずる。
- ⑥ 当社は、社内外に窓□を置く内部通報制度を設け、ダイセルグループにおける法令違反等を早期に発見する体制を整備するとともに、通報者に不利益が生じないことを確保する。
- ② 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、関連する法令等を遵守し、必要な体制の整備を図る。
- ⑧ ダイセルグループは、反社会的勢力に対して毅然たる態度で臨み、一切の関係を持たないことを具体的な 行動指針に定め、周知徹底するとともに、関連する情報の収集や蓄積を行い、反社会的勢力排除のための 仕組みを整備する。

(2) 取締役の職務の執行にかかわる情報の保存および管理に関する体制

- ① 当社は、取締役の職務にかかわる下記の重要文書(電磁的記録を含む)を適切に管理し保存するとともに、 閲覧可能な状態を維持する。
 - 1) 株主総会議事録
 - 2) 取締役会議事録
 - 3) 計算書類
 - 4) その他職務の執行にかかわる重要な書類
- ② 当社は、情報管理に関する諸規程に基づき、種類に応じて情報を適切に管理する。
- ③ 当社は、文書管理に関する諸規程に基づき、(2)-①記載の文書、その他各種会議体等の議事録、各部門における重要な書類を適切に管理し保存する。

(3) ダイセルグループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、ダイセルグループの企業活動に潜在するリスクに適切に対応できる体制の整備を図るため、リスク管理委員会を設置する。
- ② 当社は、ダイセルグループにおけるリスク管理に関する諸規程の制定を推進する。
- ③ リスク管理委員会は、リスク管理に関する諸規程に基づき、毎年、ダイセルグループのリスク管理の実態についての調査および評価を実施し、経営会議等において報告するとともに、必要に応じて対策を協議する。また、その内容について取締役会に報告する。
- ④ 当社は、ダイセルグループにおける災害、事故等への対応を諸規程に定める等、危機発生時の報告体制や迅速かつ適切な対応が可能な仕組みの構築、維持および向上を図る。
- ⑤ ダイセルグループは、事業継続計画を策定し、災害発生後の事業継続を迅速に進めるように努める。

(4) ダイセルグループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、経営の意思決定および監督機能と会社の業務執行機能の分離を明確にし、業務執行体制の強化を 通じて企業経営のさらなる活性化を図るため、執行役員制を導入する。取締役会は、経営に関する重要な 事項の意思決定を行うとともに、取締役および執行役員の職務執行および業務執行を監督する。
- ② 当社は、取締役会の意思決定の妥当性を確保するため、複数の社外取締役を置く。このうち独立性の高い取締役については、いわゆる独立役員として明示する。
- ③ 取締役会は、取締役候補者の選任、代表取締役、会長および社長の選定ならびに業務執行を行う執行役員 の選任および職務分掌等を決定するにあたり、社外取締役を委員長とする役員人事・報酬委員会の答申を 受ける。
- ④ 取締役会は、業務執行を委嘱する執行役員の業務分掌の範囲を定め、取締役は、重要な各部門の業務分掌を定める業務分掌規程に基づき、効率的な業務の執行を監督する。
- ⑤ 当社は、ダイセルグループにおける機関等の権限および意思決定手続きの明確化を推進し、職務執行の効率化を図る。
- ⑥ 当社は、ダイセルグループの基本理念に基づきグループとして長期的に目指す姿を定め、これを実現する ために課題および目標を設定した中期計画を策定のうえ、年度ごとの予算管理を通じて、経営の効率化を 図るとともに、その着実な達成に努める。
- ② 当社は、組織および職務分掌について適宜その妥当性を確認し、また、全社またはグループ横断的な課題に対してはプロジェクト編成等を行い、業務の執行が効率的に行われるように努める。
- ⑧ 当社は、代表取締役を含む業務執行を行う取締役および執行役員等ならびに主要なグループ企業の代表取締役が出席するグループ・カンパニー長会議を定期的に開催し、経営上の課題や重要な情報を共有する。

(5) ダイセルグループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、グループ全体の実態を把握し、内部統制に関する諸施策を審議する機関として内部統制審議会を設置し、グループ全体の内部統制の有効性の確保に努める。
- ② 当社は、グループ経営強化を図るため、グループ企業の重要な意思決定や経営状況の報告に関する手続きおよびグループ企業を管掌する部門を定めたグループ企業経営に関する諸規程を適切に運用する。また、

当該諸規程による連絡または報告等に基づき、ダイセルグループの状況やリスクの把握に努める。

- ③ ダイセルグループは、グループ共通の倫理行動基準として「ダイセルグループ行動方針」を定め、グループ内の倫理意識の高揚を図る。
- ④ ダイセルグループは、システム基盤の共通化を通じ、情報管理を徹底するとともに、内部統制の有効性の確保を図る。
- ⑤ 監査室は、レスポンシブル・ケア室、企業倫理室および品質監査室ならびに監査役および会計監査人と連携し、監査を通じて、ダイセルグループの業務の適正の確保に努める。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当社は、監査役の職務を補助すべき組織として監査役室を設置し、監査役が監査役室員の増強を要請した場合、直ちに人選を行う。
- ② 当社は、監査役室員の任命、異動、評価、進級等の人事権にかかわる事項の決定について、監査役の事前の承認を受ける。
- ③ 当社は、監査役室員をして監査役の指揮命令に服させるものとする。

(7) ダイセルグループの取締役および使用人が監査役に報告するための体制およびその他監査役の監査が実効的 に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役および業務執行を行う取締役は、取締役会等の重要会議において随時業務執行の状況報告を行い、経営会議等の重要会議における業務執行状況の報告については、当該重要会議に出席する常勤監査役が監査役会に報告する。
- ② 代表取締役は、監査役と協議の上、監査役への報告事項を定める等、監査役への報告の体制の整備を図り、取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- ③ 代表取締役は、監査役会の定めた年度監査基本計画の提示を受け、監査室との連携をとりながら、各部門、 グループ各社の監査が実効的に実施できる体制の整備に努める。
- ④ 監査室、レスポンシブル・ケア室、企業倫理室および品質監査室は、業務遂行の過程で取得したダイセルグループの状況について、監査役との定期的な会合等を通じて意見の交換や報告を実施する。
- ⑤ 当社は、グループ企業経営に関する諸規程に基づくグループ企業からの報告について、監査役が確認できる体制を整備する。
- ⑥ 当社は、監査役が職務遂行のために要する費用について監査役の確認のうえ予算を策定し、また、当該費用に関する監査役からの請求に基づき、内容を確認のうえ償還する体制を構築する。
- ② 企業倫理室は、社内外に窓口を置く内部通報制度による内部通報の状況について、定期的に監査役に報告する。
- ⑧ 当社は、監査役への報告に関し、その報告をしたことを理由として当該報告者に不利益が生じないことを 確保する。

当社では、上述の内部統制システム構築の基本方針の各項目について、具体的な活動状況の調査および実効性評価を実施しております。この結果を踏まえ、内部統制審議会において当該基本方針の運用状況を確認したうえ、取締役会に報告を行っております。当該基本方針の運用状況の概要は以下のとおりであり、当事業年度の当該基本方針の運用状況が適切であることを確認しております。

(コンプライアンス)

- ・各部門および各グループ企業での企業倫理年度活動計画書の策定、計画の実施および結果に関する取締役会 への報告
- ・役員および従業員に対する企業倫理研修の実施
- ・上記以外のコンプライアンスに関する研修の実施
- ・財務報告にかかる内部統制に関する評価と取締役会への報告

(リスク管理)

- ・活動報告等による各部門および各グループ企業のリスク管理状況の確認、これらの管理状況およびリスク管理活動全般に関する取締役会への報告
- ・総合防災対策訓練の実施
- ・事業継続計画の策定

(職務の執行の効率性)

- ・取締役会規程に基づく取締役会決議および取締役会への報告の実施
- ・役員人事および報酬に関する役員人事・報酬委員会への諮問および同委員会による答申の受領
- ・取締役会の実効性評価の実施
- ・稟議規程に基づく業務遂行にかかる各種決裁の実施

(当社グループにおける業務の適正性)

- ・内部統制システム構築の基本方針に関する当社グループの具体的活動状況の調査および当該方針の運用状況 の把握
- ・グループ企業経営に関する諸規程に基づくグループ企業の重要な意思決定への関与および経営状況報告による経営管理
- ・グループ企業における基幹系システムの整備

(監査役の監査体制および監査の実効性)

- ・監査役室員の独立性の確認
- ・代表取締役との会合の実施
- ・予算管理の実施および必要に応じた当社による経費の負担

7. 会社の支配に関する基本方針に関する事項

(1) 基本方針の内容

当社は、当社グループの存在理由である「企業目的」とグループ構成員が共有する価値観である「ダイセルスピリッツ」からなる「ダイセルグループ基本理念」を掲げております。

当社は、この基本理念のもと、企業価値を向上させる経営を行うためには、現有事業や将来事業化が期待される企画開発案件等に関する専門知識、経験、ノウハウ、および国内外の顧客、取引先、従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係を維持、発展させていくことが不可欠であると考えます。

当社は、上場会社として、当社株式の売買は原則として市場における株主および投資家の皆様の自由な判断に委ねるべきものと考えており、特定の者による大規模な株式買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。しかしながら、大規模な株式買付行為の中には、その目的等から見て大規模な株式買付の対象となる会社の企業価値または株主様共同の利益(株主共同の利益)に資さないものもあります。

当社は、当社の企業価値または株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模な株式買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、セルロース化学、有機合成化学、高分子化学、火薬工学をコア技術に、パルプなどの天然素材を原料とする酢酸セルロース、たばこフィルター用トウなどのセルロース誘導品、幅広い分野で原料として使用されている酢酸と酢酸誘導体を中心とする有機化学品、過酢酸誘導体などを電子材料分野やコーティング用途などに展開している有機機能品、安全な医薬品開発に貢献している光学異性体分離カラム、自動車部品や電子デバイス向けのポリアセタール樹脂などのエンジニアリングプラスチックや樹脂コンパウンド製品などの合成樹脂製品および自動車エアバッグ用インフレータや航空機搭乗員緊急脱出装置、ロケットモーター推進薬等の防衛関連製品などの火工品等を製造・販売し、グループとして特徴ある事業展開を行っております。また、当社が構築した生産革新手法については、国内他企業への普及にも努め、わが国の装置型産業の競争力向上に貢献しております。

当社は、当社の企業価値が、セルロイド事業を原点に発展・拡大してきた特徴ある技術・製品・サービスがシナジーを発揮し、コア事業の拡大、事業基盤の強化、新技術の開発さらには新規事業の創出がなされること等によって生み出されているものと考えております。

当社は、平成22年4月、今後10年間で当社グループが目指す姿を示したダイセルグループ長期ビジョン 『Grand Vision 2020』を策定いたしました。この『Grand Vision 2020』において、当社グループは、これまでに培ってきた「パートナーとの強固な信頼の絆」「ユニークで多彩な技術」「先進の生産方式」を発展・融合して世界に誇れる「モノづくりの仕組み」を構築し、社会や顧客のニーズを的確にとらえ、最良の解決策を創造・提供することで、株主、顧客、取引先、従業員等のステークホルダーにとって魅力のある、「世界に誇れる『ベストソリューション』実現企業になる」ことを目指しております。

この長期ビジョンを実現するためのマイルストーンとして、当社グループは、『Grand Vision 2020』期間中に3回の中期計画を策定・遂行してまいります。

当社は、これらの経営計画を達成していくことが、当社の企業価値の一層の向上に繋がるものと確信しております。

(3) 不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

上記(1)で述べましたように、当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模な買付行為に応じて当社株式を売却するか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきであると考えます。しかし、大規模な買付行為に際して、その妥当性や当社に与える影響について株主の皆様が適切に判断するためには、大規模な株式買付者から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。さらに、大規模な株式買付者が経営に参画したときに予定している経営方針や事業計画の内容等は、当社株式を売却するか否かの判断においては重要な判断材料であると考えます。

これらを考慮し、当社取締役会は、一定の合理的なルールに従って大規模買付行為(特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とした、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為)が行われることが、当社株主共同の利益に合致すると考え、大規模買付者(大規模買付行為を行う者)からの事前の情報提供に関する一定のルール(大規模買付ルール)を設定することといたしました。

なお、当社取締役会は、大規模買付ルールを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、独立委員会を設置します。独立委員会は、① 大規模買付ルールが遵守されているか否か ② 対抗措置を発動するか否か ③ その他当社の企業価値および株主共同の利益を守るために必要な事項 について判断し、取締役会に勧告するものとし、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者と条件改善について交渉し、取締役会として代替案を提示することもあります。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、原則として、対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗します。なお、対抗措置を発動するか否かの判断にあたっては、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重します。独立委員会が株主意思の確認を勧告した場合には、当該勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動前または発動後に、書面投票または株主総会に準じて開催する総会(株主意思確認総会)の開催などにより株主意思の確認を行うことがあります。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、当社は、原則として、対抗措置を発動するか否かについて、書面投票または株主意思確認総会の開催などにより株主意思を確認し、当社取締役会は、株主様の判断に従って、対抗措置を発動するか否かを決定します。ただし、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案に対する反対意見の表明、代替案の提示、当社株主への説得等を行うに留め、大規模買付者の買付提案に応じるか否かを株主様個々の判断に委ねるのが相当と判断する場合には、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。また、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が結果として当社の企業価値または株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、株主意思の確認を行わずに、当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動することがあります。この取組みに関する詳細については、平成26年5月9日付プレスリリース「当社株券等の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)の一部改定および継続に関するお知らせ」を当社ホームページ(https://www.daicel.com)に掲載しております。

なお、この取組みにつきましては、平成29年6月開催予定の当社第151回定時株主総会において、継続することにつき株主の皆様のご意思を確認させていただく予定としております。

(4) 上記取組みについての取締役会の判断およびその判断に係る理由

① 上記(2)の取組みについての取締役会の判断およびその判断に係る理由

当社取締役会は、上記(2)の取組みが、専門知識、経験、ノウハウ、および国内外の顧客、取引先、従業員等のステークホルダーとの信頼関係に基づくものであり、当社の企業価値の向上を目的とするものであることから、基本方針に沿うものであり、また当社株主共同の利益を損なうものではないと考えます。

② 上記(3)の取組みについての取締役会の判断およびその判断に係る理由

上記(3)の取組みは、大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様が適切に判断し、または当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、ならびに株主の皆様のために大規模買付者と交渉等を行うこと等を可能にすることにより、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的としております。

また、この取組みは、株主様の意思を重視した株主意思の確認の仕組みや、独立性の高い社外者によって 構成され、取締役会に勧告を行う独立委員会を設置し、さらに大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した 場合、または遵守しなかった場合に、当社取締役会が対抗措置を発動する合理的な客観的要件を規定するな ど、取締役会の恣意的な判断を防止する仕組みを有しております。

これらのことから、当社取締役会は、この取組みが基本方針に沿うものであり、当社株主共同の利益を損なうものではなく、また当社取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えます。

(備 考)

本事業報告に記載の百万円単位の金額および千株単位の株式数は、単位未満を切り捨てております。

別紙1

取締役および監査役の報酬等の額の決定に関する方針

1. 報酬等についての考え方

- (1) 取締役および監査役の報酬等は、株主総会においてご承認いただいた報酬等の総額の範囲内で、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議により決定します。
- (2) 取締役および監査役の報酬等は、月額報酬と賞与により構成することとし、会社業績との連動性を確保し、職責を反映した報酬体系とします。
- (3) 報酬等については、諮問機関である役員人事・報酬委員会および取締役会において意見交換を行う機会を設け、透明性・公平性を確保します。
- (4) 社外取締役および社外監査役に賞与の支給は行いません。

2. 月額報酬の算定方法

取締役および監査役の月額報酬は、原則として、取締役については職務および業務執行上の役位、監査役については常勤であるか否かを踏まえて決定される内規に従い、定額を支給しております。なお、月額報酬に関しては、業績、中長期計画の達成度および社会情勢等を反映させ、適宜、適正な水準に見直しを実施しております。

3. 賞与の算定方法

取締役および監査役の賞与は、単年度の業績、中長期経営計画の達成度および社会情勢等を勘案し、支給の都度、決定しております。

4. 役員・人事報酬委員会

取締役および監査役の報酬等の額の決定に際しては、社外取締役が委員長を務め、また社外取締役がその過半数を占める役員人事・報酬委員会の答申を受け、透明性、妥当性および客観性を担保しております。

ご参考 執行役員の報酬等について

執行役員の報酬等についても、取締役および監査役と同様、業績、中長期経営計画の達成度および社会情勢等を勘案し、役員人事・報酬委員会の答申を受け透明性、妥当性および客観性を担保したうえで、決定しております。

以上

別紙2

社外役員の独立性に関する基準

当社において、「社外取締役または社外監査役(以下あわせて「社外役員」という)が独立性を有する」とは、「当該社外役員が、以下のいずれにも該当することなく、当社の経営陣から独立した存在であること」をいうものとする。

- 1. 当社および当社のグループ企業(以下「当社グループ」という)の業務執行者等(※1)ならびにその近親者等(※2)
- 2. 当社グループを主要な取引先とする者(※3)またはその業務執行者等
- 3. 当社グループの主要な取引先(※4) またはその業務執行者等
- 4. 当社の大株主(※5) またはその業務執行者等
- 5. 当社グループから一定額以上の寄付または助成を受けている組織(※6)の理事その他の業務執行者等
- 6. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家(※7)(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者および過去3年間において所属していた者をいう)
- ※ 1:「業務執行者等」とは、取締役(社外取締役を除く)、執行役員および使用人等の業務を執行する者なら びに過去3年間において業務を執行していた者をいう。
- ※2:「近親者」等とは、取締役(社外取締役を除く)、執行役員および部門長等の重要な業務を執行する者の 2親等内の親族をいう。
- ※3:「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社グループに対して製品またはサービスを提供している取引先グループ(直接の取引先が属する連結グループに属する会社をいう。以下同じ)であって、過去3事業年度のいずれかにおける当社グループと当該取引先グループとの取引額が、当該取引先グループの連結売上高の2%を超える者をいう。
- ※4:「当社グループの主要な取引先」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。
 - ① 当社グループが製品またはサービスを提供している取引先グループであって、過去3事業年度のいずれかの当社グループと当該取引先グループとの取引額が、当社グループの連結売上高の2%超える者
 - ② 当社グループが借入れをしている金融機関グループ(直接の借入先が属する連結グループに属する会社をいう)であって、過去3事業年度いずれかの当社グループの当該金融機関グループからの全借入額が、当社グループの連結総資産の2%を超える者
- ※5:「大株主」とは、当社の総株主等の議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。

- ※6:「当社グループから一定額以上の寄付または助成を受けている組織」とは、過去3事業年度いずれかに おいて年間10百万円を超える寄付または助成を受けている、公益財団法人、公益社団法人、非営利法 人等の組織をいう。
- ※7: 「当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家」とは、役員報酬以外に過去3事業年度いずれかにおいて、10百万円を超える財産を得ている者、または当社グループからその団体の連結売上高または総収入額の2%を超える財産を得ている団体に所属する者をいう。

以上

連結貸借対照表

平成29年 3 月31日現在

- <u>- 5 7 3 7 日 % 日</u> (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現金及び預金	96,586	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	46,575
受取手形及び売掛金	88,307	短 期 借 入 金	7,788
有 価 証 券	328	1 年内返済予定の長期借入金	4,513
た な 卸 資 産	100,657	未払法人税等	7,432
繰 延 税 金 資 産	6,631	修繕引当金	3,305
そ の 他	14,785	そ の 他	39,712
貸 倒 引 当 金	△ 80	流動負債合計	109,327
流動資産合計	307,216		
		固定負債	
固 定 資 産		社	30,000
有 形 固 定 資 産		長期借入金	29,983
建物及び構築物	54,285	繰 延 税 金 負 債	16,158
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	80,214	退職給付に係る負債	12,159
工具器具備品	4,158	役員退職慰労引当金	89
土 地	26,760	修繕引当金	17
建設仮勘定	19,762	資 産 除 去 債 務	1,036
計	185,180	そ の 他	1,506
		固定負債合計	90,951
無形固定資産		負 債 合 計	200,278
の れ ん	2,712		
そ の 他	6,915	(純 資 産 の 部)	
計	9,627	株 主 資 本	
		資 本 金	36,275
投資その他の資産		資 本 剰 余 金	31,867
投 資 有 価 証 券	76,238	利 益 剰 余 金	266,462
繰 延 税 金 資 産	1,505	自 己 株 式	△ 4,025
退職給付に係る資産	5,303	株主資本合計	330,579
そ の 他	14,797	その他の包括利益累計額	
貸 倒 引 当 金	△ 162	その他有価証券評価差額金	34,978
計	97,683	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 16
固定資産合計	292,491	為替換算調整勘定	4,212
		退職給付に係る調整累計額	△ 134
		その他の包括利益累計額合計	39,040
		非 支 配 株 主 持 分	29,809
		純 資 産 合 計	399,429
資 産 合 計	599,708	負 債 純 資 産 合 計	599,708

連結損益計算書

自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日

			科				金	額
売			上		高			440,061
売		上		原	価			303,229
売		上	総	利		益		136,832
販	売	費 及	び ー	般 管	理 費			72,526
営		į	業	利		益		64,306
営		業	外	収	益			
	受	取利	息	ひ ご 配	当	金	1,821	
	そ		0	D		他	3,344	5,165
営		業	外	費	用			
	支		払	利		息	958	
	そ		0	0		他	2,297	3,256
経		1	常	利		益		66,215
特		別		利	益			
	古	定	資 酉	重 処	分	益	70	
	投	資 有	価 ፤	正 券 売	却	益	2,513	2,584
特		別		損	失			
	古	定	資 酉	竞 売	却	損	23	
	古	定	資 酉	除	却	損	3,361	
	投	資 有	価 ፤	正 券 売	却	損	51	
	2	レ	- Д	補償	費	用	989	4,426
税	金	等 調	整前	当 期 約	純 利	益		64,373
	法	人税、	住 民	税 及 び	事 業	税	15,996	
	過	年	度	去 人	税	等	690	
	法	人	税	等 調	整	額	△ 2,439	14,246
当		期	純	利		益		50,126
	非习	支 配 株	主に帰属	属する当り	期純利	益		6,928
親	会社	性 株 主	に帰属	する当期	月 純 利	益		43,198

連結株主資本等変動計算書

自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日

			株	主資	本	
	資 本	金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3	36,275	31,579	242,657	△ 10,388	300,123
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当				△ 9,039		△ 9,039
親会社株主に帰属する当期純利益				43,198		43,198
自己株式の取得					△ 4,001	△ 4,001
自己株式の消却			△ 11	△ 10,353	10,364	_
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動			298			298
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)						
連結会計年度中の変動額合計		_	287	23,804	6,363	30,455
当 期 末 残 高	3	36,275	31,867	266,462	△ 4,025	330,579

	そ	の 他 の	包 括 利	益累計	額		
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	非支配株主 持 分	純資産合計
当 期 首 残 高	31,499	△ 146	5,885	62	37,301	31,296	368,720
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△ 9,039
親会社株主に帰属する当期純利益							43,198
自己株式の取得							△ 4,001
自己株式の消却							_
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動						△ 2,228	△ 1,930
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	3,479	130	△ 1,672	△ 197	1,739	742	2,481
連結会計年度中の変動額合計	3,479	130	△ 1,672	△ 197	1,739	△ 1,486	30,708
当 期 末 残 高	34,978	△ 16	4,212	△ 134	39,040	29,809	399,429

貸 借 対 照 表 平成29年 3 月31日現在

科目	金 額	科目	金額
(資産の部)	<u>π</u> □x	(負債の部)	<u> </u>
「		「東	
現金及び預金	52,741		35,499
	57,586	短期借入金	1.121
有 価 証 券	29	元 別 旧 八 並 1年内返済予定の長期借入金	2,562
有 価 証 券 商 品 及 び 製 品	17,410	未払金	17.709
在 掛 品	8.706	未払費用	4,593
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	11,412	未払法人税等	2,705
前渡金	2,020	預り金	15,686
前払費用	474	修繕引当金	2,312
繰 延 税 金 資 産	4,237	そ の 他	784
短期貸付金	22,927	流動負債合計	82,975
そ の 他	10,473	固定負債	,
貸 倒 引 当 金	△ 9	社	30,000
流動資産合計	188,010	長期借入金	11,798
	•	繰 延 税 金 負 債	11,036
固 定 資 産		退職給付引当金	7,151
有 形 固 定 資 産		修繕引当金	17
建物(21,889	資 産 除 去 債 務	628
構築物	10,504	そ の 他	1,137
機械装置	42,330	固定負債合計	61,769
車 両 運 搬 具	116	負 債 合 計	144,745
工具器具備品	1,825	(純 資 産 の 部)	
土地地	20,120	株 主 資 本	
建設仮勘定	7,256	資 本 金	36,275
計	104,043	資本剰余金	24.276
無形固定資産	FO		31,376
技術使用権	53	資本剰余金合計	31,376
施 設 利 用 権 ソフトウェア	251 1,846	利 益 剰 余 金 利 益 準 備 金	5,242
ソフトウェア 計	2,151	利 益 準 備 金 その他利益剰余金	3,242
投資その他の資産	۷,۱۵۱	での他利益剰赤並 配当準備積立金	2,470
投資での他の負性 投資有価証券	69,238		1,358
関係会社株式	30,318	特別積立金	41,360
関係会社出資金	5,805	繰越利益剰余金	131,514
長期貸付金	17,189	利益剰余金合計	181,945
長期前払費用	929		△ 4,025
そ の 他	8,974	株主資本合計	245,571
貸 倒 引 当 金	△ 2,906	評価・換算差額等	
≣ †	129,549	その他有価証券評価差額金	33,464
固定資産合計	235,744	繰延へッジ損益	△ 26
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	33,438
		純 資 産 合 計	279,009
資 産 合 計	423,755	負 債 純 資 産 合 計	423,755

損益計算書

自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日

				科								金	額
売				上	:				高				229,544
売			上			原			価				167,503
売		上			総		利			益			62,040
販	売	費	及	び	_	般	管	理	費				34,325
営			業			利				益			27,715
営		業		外	Ļ	Ц	又		益				
	受	取利	」	录 及	び	受	取	配	当	金	10,8	335	
	そ				σ					他	1,9	962	12,798
営		業		夕	,	3	貴		用				
	支			払		7	FI]			息	4	166	
	そ				σ					他	1,4	152	1,919
経			常			利				益			38,593
特			別			利			益				
	古	定		資	産	5	U.	分		益		54	
	投	資	有	価	証	券	壳	Ē	却	益	2,4	172	2,526
特			別			損			失				
	古	定		資	産	5	売	却		損		23	
	古	定		資	産	ß	余	却		損	3,^	175	
	7	レ			4	補	償	Ą	費	用	3	364	4,062
税		引 i	前	当	期]	純	禾	IJ	益			37,057
	法	人 税	`	住	民利	兑 及	Q,	事	業	税	6,5	529	
	過	年		度	法	,	人	税	ļ	等	3	314	
	法	人		税	等	1	周	整		額	△ 2,9	968	4,376
当		期			純		利			益			32,681

株主資本等変動計算書

自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日

								株	主道	本			
							資本剰余金			利益剰余金			#+ -> 次 -+
					資本金	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計	自己株式	株主資本合計
当	期	首	残	驯	36,275	31,376	11	31,387	5,242	163,415	168,657	△ 10,388	225,931
事業	年月	き中の	り変動	額									
剰	余	金	り配	当						△ 9,039	△ 9,039		△ 9,039
当	期	純	利	益						32,681	32,681		32,681
自	己枝	朱式	の取	得								△ 4,001	△ 4,001
自	己枝	朱式	の消	却			△ 11	△ 11		△ 10,353	△ 10,353	10,364	_
			の項目(動額(純										
事業	年度	中の変	動額包	信台	_	_	△ 11	△ 11	_	13,287	13,287	6,363	19,639
当	期	末	残	高	36,275	31,376		31,376	5,242	176,702	181,945	△ 4,025	245,571

	E			
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当 期 首 残 高	30,378	△ 43	30,335	256,267
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△ 9,039
当 期 純 利 益				32,681
自己株式の取得				△ 4,001
自己株式の消却				_
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純額)	3,085	17	3,102	3,102
事業年度中の変動額合計	3,085	17	3,102	22,742
当 期 末 残 高	33,464	△ 26	33,438	279,009

(注) その他利益剰余金の内訳

(単位:百万円)

	配当準備積立金	資産買換積立金	特別積立金	繰越利益剰余金	合 計
当 期 首 残 高	2,470	1,520	41,360	118,064	163,415
事業年度中の変動額					
資産買換積立金の積立		173		△ 173	_
資産買換積立金の取崩		△ 336		336	_
剰 余 金 の 配 当				△ 9,039	△ 9,039
当 期 純 利 益				32,681	32,681
自己株式の消却				△ 10,353	△ 10,353
事業年度中の変動額合計	_	△ 162	_	13,450	13,287
当 期 末 残 高	2,470	1,358	41,360	131,514	176,702

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月8日

株式会社ダイセル
取締役会細中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 石 黒 訓 ④ 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥 村 孝 司 印 業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ダイセルの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当 監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用され る。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に 際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討す る。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全 体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ダイセル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月8日

株式会社ダイセル 取締役会細中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 石 黒 訓 @

指定有限責任社員 公認会計士 奥村 孝 司 印 業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ダイセルの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第151期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。 監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第151期事業年度の取締役の職務の執行に関して、 各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、 取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努め、次のとおり監査を実施いたしました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株 主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、 連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 事業報告に記載されている内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果 会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月9日

株式会社ダイセル 監査役会

常勤監査役	桝	\blacksquare	宏	安	ⅎ	
常勤監査役	井		友		ⅎ	
社外監査役	畄	本	穷	衞	ⅎ	
社外監査役	髙	野	利	雄	ⅎ	
社外監査役	市	\blacksquare		龍	ⅎ	

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

期末配当に関する事項

当社は、各事業年度の連結業績を反映した配当と、より強固な収益基盤を確立して中長期的な株主価値向上に資するための内部留保の充実とを総合的に勘案した、バランスのとれた利益配分を基本方針としております。また、自己株式の取得につきましても、配当を補完する株主還元策として機動的に実施してまいります。

内部留保資金につきましては、新規事業展開および既存事業強化のための研究開発、設備の新・増設、効率化対策など、業容の拡大と高収益体質の強化のための投資に充当し、将来の事業発展を通じて、株主の皆様の利益向上に努めたいと存じます。

なお、平成26年度から3年間の中期計画「3D-Ⅱ」では、平成23年度から3年間の中期計画「3D-Ⅱ」から継続して、配当額と自己株式取得額とを合算した金額の親会社株主に帰属する当期純利益に対する比率である株主還元性向を30%とすることを目標として取り組んでまいりました。平成29年度から3年間の中期計画「3D-Ⅲ」におきましては、配当性向30%を目標とし、自己株式の取得につきましても機動的に実施してまいります。

上記の方針に基づき、当期の期末配当につきましては、普通配当を1株につき17円とさせていただきたく存じます。

(1) 配当財産の種類

余銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金17円

総額5.885.480.597円

- (注) 中間配当を含めた当事業年度の1株当たり年間配当は、4円増配の30円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成29年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

- 1. 変更の理由
 - (1) 今後の新たな事業展開に備えるため、項目の整理とあわせ、事業目的に所要の変更を行うものであります。(変更案第3条)
 - (2) 取締役会長および取締役社長の職務の分担を見直し、株主総会の招集権者および議長について、所要の変更を行うものであります。(変更案第17条)
 - (3) その他、表現の修正、条文の追加および削除にともなう条数の変更等、所要の変更を行うものであります。
- 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

	(下) (下)
現行定款	変 更 案
第3条(目的)	第3条(目的)
当社は次の事業を営むことを目的とする。	当社は次の事業を営むことを目的とする。
1. 次の各製品の製造、加工及び売買	1. 次の各製品の製造、加工及び売買
イ.	1.
(省略)	(現行どおり)
木.	木.
へ. 医薬品、医薬部外品、医療材料、医療用	へ. 医薬品、医薬部外品、医療材料、医療機
具、動物用医薬品、衛生用品、化粧品、食	器、体外診断用医薬品、再生医療等製品及
品、食品添加物、飼料添加物、微生物、酵	び動物用医薬品
素、農薬及び肥料	
(新設)	ト. 食品及び食品添加物
(新設)	チ. 衛生用品、化粧品、飼料添加物、微生物、
	酵素、農薬及び肥料
<u> </u>	<u>y</u> .
(省略)	(現行どおり)
ル.	<u>7</u> .
2. 石灰石その他の鉱物の採掘及び販売	(削除)
3. (省略)	<u>2.</u> (現行どおり)
(2-1)	, (3813 2 33 3),
<u>8</u> .	<u>7</u> .

現 行 定 款

第11条(株主名簿管理人)

当社は株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役 会の決議により定め、公告する。

当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並び に備置き、単元未満株式の買取り・買増し、そ の他株式及び新株予約権に関する事務は株主名 簿管理人に委託し、当社においては取扱わな L10

第17条(招集権者及び議長)

株主総会は取締役社長が招集し、議長となる。 取締役社長に差支えあるときは取締役会におい てあらかじめ定められた順序により他の取締役 がこれに代わる。

変 第11条(株主名簿管理人)

当社は株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役 会の決議により定め、公告する。

更

案

当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並び に備置き、その他株式及び新株予約権に関する 事務は株主名簿管理人に委託し、当社において は取扱わない。

第17条(招集権者及び議長)

株主総会は取締役会長がこれを招集しその議長 となる。

取締役会長が空席又は事故あるときは、取締役 会においてあらかじめ定められた順序により他 の取締役が株主総会を招集し議長となる。

第3号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、現任取締役8名全員が任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号		略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1	^{ふだ} ば みさぉ 札 場 操 (昭和31年2月23日生)	昭和54年4月 当社入社 平成18年6月 当社執行役員 当社事業支援センター副センター長 平成20年6月 当社原料センター長 平成22年6月 当社代表取締役社長 当社社長執行役員 (地位および担当) 代表取締役社長、社長執行役員、役員人事・報酬委員会委員、経営諮問委員会委員長 【取締役候補者とした理由】 同氏は、平成22年以来当社の代表取締役社長を務めており、企業価値向上を目指し、強いリーダーシップでグループ全体を牽引してきた実績と、経営全般における豊富な見識や職務経験を踏まえ、グローバルな事業経営を推進するにあたり適切な人材と判断したため、取締役として選任をお願いするものです。	85,866株

候補者番 号		略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
2	ぶく だ ま ずみ 福 田 眞 澄 (昭和27年 1 月12日生)	昭和50年 4 月 当社入社 平成14年 4 月 当社セルロースカンパニー副カンパニー長 平成16年 4 月 当社有機機能品カンパニー長 平成18年 6 月 当社常務執行役員 平成18年 6 月 当社常務執行役員 当社総合企画室長 平成22年 6 月 当社有機合成カンパニー長 平成24年 6 月 当社代表取締役 当社中務執行役員 当社企業倫理室担当 当社業務革新室担当 当社業務革新室担当 「地位および担当) 代表取締役。当社総合企画室担当 「地位および担当) 代表取締役。員人事事業支援センター長、企業倫理室担当、業務革新室担当 「地位および担当) 「代表取締役。長妻員会委員、総合企画室担当、業務革新室担当 「即締役候補者とした理由」 同氏は、当社の経営企画、財務経理、コンプライアンスなどの管理部門の責任者を務めるなど、経営に関する豊富などの管理部門の責任者を務めるなど、経営に関する豊富などの管理部門の責任者を務めるなど、当社のグループ経営およびグローバルな事業経営の強化に適切な人材と判断したため、取締役として選任をお願いするものです。	61,971株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
3	ま がっ よし み 小 河 義 美 (昭和35年 1 月 8 日生)	昭和58年4月 当社入社 平成12年6月 当社生産技術本部生産革新センター所長 平成14年4月 当社業務革新室長 平成18年6月 当社特機・MSDカンパニー副カンパニー 長 当社特機・MSDカンパニー播磨工場長 当社生産技術室長 当社レスポンシブル・ケア室担当 当社エンジニアリングセンター担当 当社工ンジニアリングセンター担当 当社和常務執行役員 平成25年6月 当社生産技術本部長 平成27年4月 当社生産技術本部長 平成27年4月 当社日機合成カンパニー担当 当社特機・MSDカンパニー担当 当社特機・MSDカンパニー担当 (地位および担当) 取締役、常務執行役員、経営諮問委員、・ケア室担当、有機合成カンパニー担当 (地位および担当) 取締役、常務執行役員、経営諮問委員・・ケア室担当、有機合成カンパニー担当 (地位および担当) 取締役候補者とした理由】 同氏は、当社の生産技術・製造分野の責任者を務めるなど、当社グループの生産・品質保証分野を力強く牽引とをた実績と、安全とモノづくりへの改革に係わる豊富な経験・実績・見識を踏まえ適切な人材と判断したため、取締役として選任をお願いするものです。	33,952株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
4	でし、 むら ひさ ま 西 村 久 雄 (昭和29年12月12日生)	昭和60年8月 当社入社 平成14年4月 当社総合研究所長 平成17年7月 当社CPIカンパニー長 平成22年6月 当社執行役員 平成24年6月 当社研究統括部長 当社新事業企画開発室担当 当社知的財産センター担当 平成25年6月 当社研究開発本部長 平成26年4月 当社研究開発本部長 平成26年6月 当社新事業企画室担当 当社新事業開発室担当 当社新事業開発室担当 (地位および担当) 取締役、常務執行役員、経営諮問委員会委員、研究開発本部長、新事業開発室担当 (地位および担当) 取締役、常務執行役員、経営諮問委員会委員、研究開発本部長、新事業開発室担当 (地位および担当) 取締役におよび担当) 取締役候補者とした理由】 同氏は、当社の基盤技術および商品開発を含む様々な分野の研究開発部門の責任者を務めるなど、当社グループの新製品の企画開発についての豊富な経験・実績・見識を踏まえ適切な人材と判断したため、取締役として選任をお願いするものです。	20,739株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
5	^{おか だ あき しげ 岡 田 明 重 (昭和13年4月9日生)}	平成9年6月 株式会社さくら銀行 取締役頭取(代表取締役) 平成13年4月 株式会社三井住友銀行 取締役会長(代表取締役) 平成14年12月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 取締役会長(代表取締役) 平成17年6月 株式会社三井住友銀行特別顧問 平成18年6月 当社取締役 平成22年4月 株式会社三井住友銀行名誉顧問 (地位および担当) 取締役、役員人事・報酬委員会委員長 (重要な兼職の状況) 株式会社三井住友銀行名誉顧問	18,452株
		株式会社よみうりランド社外監査役 【社外取締役候補者とした理由】 同氏は、金融機関の経営で培われた経営者としての豊富な見識・経験等を有しておられ、これらを当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものです。	
		平成16年6月 株式会社日本触媒代表取締役副社長 平成17年4月 同社代表取締役社長 平成23年4月 同社代表取締役会長 平成23年6月 同社取締役会長 平成24年6月 同社相談役 平成25年6月 当社取締役	
6	ごん どう ただ ま 近 藤 忠 夫 (昭和19年4月12日生)	(地位および担当) 取締役、役員人事・報酬委員会委員 (重要な兼職の状況) 株式会社日本触媒相談役 〇KK株式会社社外取締役	5,250株
		【社外取締役候補者とした理由】 同氏は、化学品の製造を行う企業の経営で培われた経営者 としての豊富な見識・経験等を有しておられ、これらを当 社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として 選任をお願いするものです。	

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
7	じも ざき ち ぱ ご 下 﨑 干 代 子 (昭和29年11月30日生)	昭和58年10月 富山大学経営短期大学部助教授 平成4年4月 奈良産業大学経済学部経営学科教授 平成11年4月 神戸商科大学商経学部経営学科教授 平成16年4月 兵庫県立大学経済経営研究所(現:政策科学研究所)教授 平成16年10月 大阪市立大学大学院経営学研究科教授 平成27年6月 当社取締役 (地位および担当) 取締役、役員人事・報酬委員会委員(重要な兼職の状況) 大阪市立大学大学院経営学研究科教授 【社外取締役候補者とした理由】 同氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、ダイバーシティ・マネジメントなど経営にかかわる様々な研究を行う学識経験者として高度な専門的知識、幅広い見識を有しておられ、これらを当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものです。	1,650株
8	※ の ぎ もり まさ ふみ 野 木 森 雅 郁 (昭和22年12月21日生)	平成17年 4 月 アステラス製薬株式会社代表取締役副社長 平成18年 6 月 同社代表取締役会長 平成23年 6 月 同社代表取締役会長 平成28年 6 月 同社代表取締役会長退任 【社外取締役候補者とした理由】 同氏は、医薬品の製造・販売を行う企業の経営で培われた 経営者としての見識・経験等を有しておられ、これらを当 社の経営に生かしていただきたいため、社外取締役として 選任をお願いするものです。	0株

- (注) 1. ※は新任取締役候補者であります。
 - 2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 3. 岡田明重氏、近藤忠夫氏、下﨑千代子氏および野木森雅郁氏は、社外取締役候補者であります。
 - 4. 社外取締役候補者に関する記載事項は以下のとおりであります。
 - ① 社外取締役候補者 岡田明重氏
 - イ. 社外取締役候補者について特記すべき事項について
 - ・同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって11年となります。
 - ・当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に対して届出を行っております。同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員として届出を行う予定です。また、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当社「社外役員の独立性に関する基準」につきましては、本招集ご通知28ページをご参照ください。
 - 口. 社外取締役候補者との責任限定契約について

当社は同氏との間で責任限定契約を締結しております。

その契約の概要は、次のとおりであります。

・会社法第423条第1項の損害賠償責任を当社に対して負う場合は、15百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として責任を負う。

・上記の責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について善意であり、かつ 重大な過失がないときに限るものとする。

同氏の再任をご承認いただいた場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

- ② 社外取締役候補者 近藤忠夫氏
 - イ. 社外取締役候補者について特記すべき事項について
 - ・同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
 - ・当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に対して届出を行っております。同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員として届出を行う予定です。また、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当社「社外役員の独立性に関する基準」につきましては、本招集ご通知28ページをご参照ください。
 - 口. 社外取締役候補者との責任限定契約について
 - 当社は同氏との間で責任限定契約を締結しております。

その契約の概要は、次のとおりであります。

- ・会社法第423条第1項の損害賠償責任を当社に対して負う場合は、15百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について善意であり、かつ 重大な過失がないときに限るものとする。

同氏の再任をご承認いただいた場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

- ③ 社外取締役候補者 下﨑千代子氏
 - イ. 社外取締役候補者について特記すべき事項について

・同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。

- ・当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に対して届出を行っております。同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員として届出を行う予定です。また、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当社「社外役員の独立性に関する基準」につきましては、本招集ご通知28ページをご参照ください。
- 口. 社外取締役候補者との責任限定契約について

当社は同氏との間で責任限定契約を締結しております。

その契約の概要は、次のとおりであります。

- ・会社法第423条第1項の損害賠償責任を当社に対して負う場合は、15百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について善意であり、かつ 重大な過失がないときに限るものとする。

同氏の再任をご承認いただいた場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

- ④ 社外取締役候補者 野木森雅郁氏
- イ. 社外取締役候補者について特記すべき事項について
 - ・同氏は、平成29年6月29日付で三井不動産株式会社の社外取締役に、平成29年7月1日付で 株式会社リニカルの社外取締役に、それぞれ就任する予定であります。
 - ・当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に対して届出を行う予定です。また、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当社「社外役員の独立性に関する基準」につきましては、本招集ご通知28ページをご参照ください。
- ロ. 社外取締役候補者との責任限定契約について 同年の選供をご認識いただいた場合。光光は

同氏の選任をご承認いただいた場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。

- その契約の概要は、次のとおりであります。
- ・会社法第423条第1項の損害賠償責任を当社に対して負う場合は、15百万円または会社法第

425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として責任を負う。

・上記の責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について善意であり、かつ 重大な過失がないときに限るものとする。

第4号議案 当社株券等の大規模買付行為への対応方針継続承認の件

当社は、平成26年6月20日開催の第148回定時株主総会において、当社株券等の大規模買付行為への対応方針(以下、「本対応方針」といいます。)を議案としてお諮りし、株主の皆様にご承認をいただいております。本対応方針の有効期間は、本総会終結の時までとなっております。つきましては、引き続き当社の企業価値および株主様共同の利益を守ることを目的に、本対応方針を継続することについて、ご出席の株主の皆様の議決権の過半数によるご承認をお願いするものであります。ご承認いただいた場合には、本対応方針の有効期間は、平成32年6月開催予定の第154期事業年度にかかる定時株主総会終結の時までとなります。

なお、この継続に際しましては、本対応方針の実質的な変更はありません。

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社グループの存在理由である「企業目的:社会の求める機能を形に変えて、人々の生活の豊かさ向上に役立ちます。」とグループ構成員が共有する価値観である「ダイセルスピリッツ:① 誠実さと地道な努力の積み重ね ② モノづくりへのこだわり ③ 存在感と達成感の尊重」からなる「ダイセルグループ基本理念」を掲げております。

当社は、この基本理念のもと、企業価値を向上させる経営を行うためには、現有事業や将来事業化が期待される企画開発案件等に関する専門知識、経験、ノウハウ、および国内外の顧客、取引先、従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係を維持、発展させていくことが不可欠であると考えます。

当社は、上場会社として、当社株式の売買は原則として市場における株主および投資家の皆様の自由な判断に委ねるべきものと考えており、特定の者による大規模な株式買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。しかしながら、大規模な株式買付行為の中には、その目的等から見て対象会社の企業価値または株主様共同の利益(以下、「株主共同の利益」といいます。)を明白に侵害するもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が大規模な株式買付行為の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、大規模な株式買付の対象となる会社の企業価値または株主共同の利益に資さないものもあります。

当社は、当社の企業価値または株主共同の利益を毀損するおそれのある前記のような大規模な株式買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えます。

2. 基本方針の実現に資する取組み

(1) 当社の企業価値の源泉について

当社グループは、セルロース化学、有機合成化学、高分子化学、火薬工学をコア技術に、パルプなどの天然素材を原料とする酢酸セルロース、たばこフィルター用トウなどのセルロース誘導品、幅広

い分野で原料として使用されている酢酸と酢酸誘導体を中心とする有機化学品、過酢酸誘導体などを電子材料分野やコーティング用途などに展開している有機機能品、安全な医薬品開発に貢献している光学異性体分離カラム、自動車部品や電子デバイス向けのポリアセタール樹脂などのエンジニアリングプラスチックや樹脂コンパウンド製品などの合成樹脂製品および自動車エアバッグ用インフレータや航空機搭乗員緊急脱出装置、ロケットモーター推進薬等の防衛関連製品などの火工品等を製造・販売し、グループとして特徴ある事業展開を行っております。また、当社が構築した生産革新手法については、国内他企業への普及にも努め、わが国の装置型産業の競争力向上に貢献しております。

当社は、当社の企業価値が、セルロイド事業を原点に発展・拡大してきた特徴ある技術・製品・サービスがシナジーを発揮し、コア事業の拡大、事業基盤の強化、新技術の開発さらには新規事業の創出がなされること等によって生み出されているものと考えております。

(2) 当社の企業価値向上のための取組み

当社は、平成22年4月、今後10年間で当社グループが目指す姿を示したダイセルグループ長期ビジョン『Grand Vision 2020』を策定いたしました。この『Grand Vision 2020』において、当社グループは、これまでに培ってきた「パートナーとの強固な信頼の絆」「ユニークで多彩な技術」「先進の生産方式」を発展・融合して世界に誇れる「モノづくりの仕組み」を構築し、社会や顧客のニーズを的確にとらえ、最良の解決策を創造・提供することで、株主、顧客、取引先、従業員等のステークホルダーにとって魅力のある、「世界に誇れる『ベストソリューション』実現企業になる」ことを目指しております。

この長期ビジョンを実現するためのマイルストーンとして、当社グループは、『Grand Vision 2020』期間中に3回の中期計画を策定・遂行してまいります。これら3回の中期計画期間を、「Design the Future」(設計・挑戦)、「Develop New Value」(展開・飛躍)、「Deliver the Best Solution」(実現・提供)の3段階で考え、『3D Step-up Plan』として各中期計画を「3D-I」、「3D-II」と名づけております。

展開・飛躍の期間と位置づけた、平成26年度から28年度までの中期計画「3D-II」では、最終年度の業績目標、売上高5,000億円、営業利益500億円と新規事業創出の加速を掲げて企業価値の向上に取り組みました。最終年度である平成28年度は、売上高目標値は達成できませんでしたが、営業利益目標値については、平成26年度、平成27年度に続き達成しました。しかしながら、これらの業績には、為替や原燃料価格変動の影響も含まれており、施策として道半ばのテーマも多く残っています。

この「3D-II」の振り返りと長期ビジョンの最終年である2020年の「ありたい姿」を踏まえて 策定した平成29年度から31年度までの中期計画「3D-III」では、持続的成長を目標とし、最終年度の業績目標として、売上高5,000億円、営業利益700億円を掲げております。これらの目標を達成 し、企業価値を一層向上させるために、当社グループは、

- ・経営資源の成長ビジネスユニットへの傾斜配分
- ・オープンイノベーションによる成長ビジネスユニットの創出・育成加速

を基本戦略として取り組んでおります。

また、自己資本利益率 (ROE)、売上高営業利益率を重視する経営指標といたします。

なお、株主還元につきましては、各事業年度の連結業績を反映した配当と、より強固な収益基盤を確立するための内部留保とを総合的に勘案し、バランスのとれた利益配分を行うことを基本方針としており、「3D-Ⅲ」では配当性向30%を目標といたします。また、自己株式の取得についても、配当を補完する株主還元策として機動的に実施してまいります。

当社は、これらの経営計画を達成していくことが、当社の企業価値の一層の向上に繋がるものと確信しております。

- (3) 当社のコーポレート・ガバナンスについて
 - ① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社にとってコーポレート・ガバナンスの強化は、企業価値の向上を実現し、上場企業としての 社会的使命と責任を果たすための重要な経営課題として認識しております。

各機関の役割分担を明確化することで機動性を確保し、迅速な決定と執行を行える経営体制を実現するとともに、外部からの意見も積極的に取り入れ、企業運営に活かし、経営の透明性・公正性向上を図ることにより、会社経営の健全性の維持に努めております。

② コーポレート・ガバナンス体制

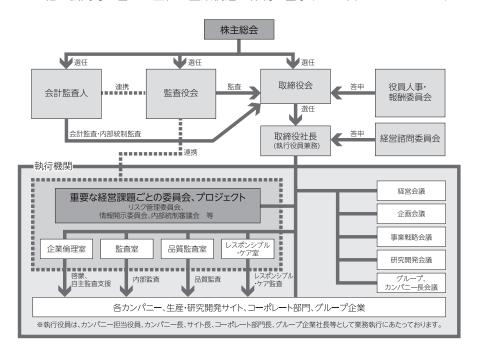
当社は監査役設置会社であります。取締役については、複数の社外取締役を選任しており、その見識を踏まえた意見や指摘を受けることで取締役会における経営判断の適切性と監督機能を強化しております。また、執行役員制を導入しており、意思決定・監督機能と業務執行機能の分離を明確にし、業務執行体制の強化を通じて、企業経営のさらなる活性化を図っております。加えて、カンパニー制を導入し、生産・販売・研究の一体運営の徹底や、コーポレート部門の生産性向上と戦略機能の強化などを推し進めております。

取締役会は、社外取締役3名を含めた8名で構成されております。社外取締役3名は、当社「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、3名全員を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に対して届出を行っております。また、株主による取締役の信任の機会を増やすことにより取締役の経営責任を明確化して、コーポレート・ガバナンスのさらなる向上を図るため、取締役の任期を1年としております。なお、第3号議案「取締役8名選任の件」について、ご承認いただけた場合には、取締役会は、社外取締役4名を含めた8名の構成となる予定であり、社外取締役4名は、当社「社外役員の独立性に関する基準」を満たし、4名全員を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に対して届出を行う予定です。

監査役の員数は5名で、内3名が社外監査役であります。社外監査役3名は、当社「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、3名全員を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に対して届出を行っております。取締役、監査役および執行役員等の人事および報酬につきましては、取締役会議長または監査役会議長の諮問を受けて答申する機関として、社外取締役が委員長を務め、社外取締役並びに取締役会長および代表取締役で構成される「役員人事・報酬委員会」を設置しております。なお、現在の役員人事・報酬委員会は、社外取締役3名、社内取締役2名(いずれも代表取締役)で構成されています。

執行役員は、現在23名(内4名が取締役を兼務)で、各執行役員は、カンパニー担当役員、カンパニー長、サイト長、コーポレート部門長、グループ企業社長等として、当社グループの業務執行にあたっております。

その他の機関等を含め、当社の企業統治の体制を図示すると次のようになります。



- 3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み
 - (1) 本対応方針の目的および必要性

当社は、前記1.の基本方針のとおり、上場会社として、当社株式の売買は原則として市場における株主および投資家の皆様の自由な判断に委ねるべきものであり、特定の者による大規模な株式買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えており、当社の企業価値および株主共同の利益に資する大規模買付行為を否定するものではありません。

一方、前記2.-(1)の当社の企業価値の源泉や当社グループとしてシナジーを発揮することなどにより企業価値を向上させている当社の経営の特質を考慮すると、株主の皆様が当社株式に対する大規模な株式買付行為に応じるか否かを適切に判断するためには、大規模な株式買付者から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。具体的には、大規模な株式買付者の提示する当社株式の取得対価、大規模な株式買付行為が当社に与える影響、当社の経営に参画した場合に予定される経営方針や事業計画の内容等(当社の顧客、取引先、従業員等のステークホルダーとの関係についての方針を含みます。)は、株主の皆様が検討する上で重要な判断材料であると考えます。

大規模買付者からの情報提供に関しては、金融商品取引法に一定の定めがありますが、公開買付制度の適用がない市場内での買付の場合や公開買付けが開始される前には、大規模買付者は事前の情報提供の必要がなく、公開買付けが開始された後であっても、株主の皆様が継続して保有するか否かを判断するための十分な情報が提供されない可能性も否定できません。また、情報が提供されても、それが公開買付け開始後である場合には、株主の皆様が検討する時間を十分に確保できないことが考えられます。これらのことから、わが国の法制度下にあっては、大規模買付行為に際し、株主の皆様が適切に判断するための十分な情報や検討する時間を確保することは困難と言わざるを得ず、当社は、株主の皆様が当社株式に対する大規模な株式買付行為に応じるか否かを適切に判断できないおそれがあると考えております。

これらを考慮し、当社取締役会は、大規模な株式買付行為に際しては、当社株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模な株式買付行為に関する情報が大規模な株式買付者から事前に提供されるべきであり、また、当社株主の皆様がその情報に基づき、当社株式に対する大規模な株式買付行為に応じるか否かを判断するための十分な検討時間が確保されることが不可欠である、という結論に至りました。当社取締役会は、かかる情報が提供された後、当社取締役会から独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。以下、「外部専門家等」といいます。)の助言を受けながらこの大規模な株式買付行為の評価検討を速やかに行い、意見を慎重にとりまとめた上、適切な時期に公表いたします。さらに、必要と認めれば、大規模な株式買付者の提案の改善についての交渉や当社株主の皆様に対する当社取締役会としての代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模な株式買付者の提案(および当社取締役会から代替案が提示された場合にはその代替案)を検討することが可能となり、最終的な応否を適切に決定する機会を得ていただけるものと考えます。

以上の見解に基づき、当社取締役会は、大規模な株式買付行為が一定の合理的なルールに従って行われることが、当社株主共同の利益に合致すると考え、本対応方針において、事前の情報提供に関する一定のルール(以下、「大規模買付ルール」といいます。)を設定することといたしました。

(2) 大規模買付ルールの内容

① 概要

特定株主グループ (注1) の議決権割合 (注2) を20%以上とすることを目的とした当社株券等 (注3) の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当 社株券等の買付行為 (いずれについても当社取締役会が事前に同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。) に際し、大規模買付者が事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、それに基づき当社取締役会が当該大規模買付行為について評価検討等を行うための期間 (以下、「取締役会評価期間」といいます。) を設けます。

また、大規模買付行為に対して対抗措置を発動するか否かを判断するにあたっては、株主の皆様のご意思(以下、「株主意思」といいます。)を尊重するため、原則として取締役会評価期間後に、書面投票または株主総会に準じて開催する総会(以下、「株主意思確認総会」といいます。)などによる株主意思の確認を行い、当社取締役会は、その結果に従って対抗措置を発動するか否かを決定することといたします。ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合および後記(3)ー②に記載するa.からe.のいずれかに該当する場合であって結果として当社の企業価値または株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、株主意思の確認を行わずに、対抗措置を発動することがあります。

大規模買付者には、取締役会評価期間が終了した後、または株主意思の確認を行う場合にはその 後に、大規模買付行為を開始していただきます。

② 具体的ルール

(i) 大規模買付者による情報提供

まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下、「本情報」といいます。)を書面で提供していただきます。その項目は以下のとおりです。

- a. 大規模買付者およびそのグループ(共同保有者、特別関係者および(ファンドの場合には)各組合員その他の構成員を含みます。)の概要(大規模買付者およびそのグループの具体的名称、事業内容、資本構成、財務内容、当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)
- b. 大規模買付者が保有する当社の発行する全ての有価証券、過去60日間において大規模買付者が行った当社有価証券にかかる全ての取引の状況(取引の性質、価格、取引の場所および方法、取引の相手方を含みます。)および当社有価証券に関して大規模買付者が締結した全ての契約、取り決めおよび合意(口頭によるものも含み、またその履行可能性を問いません。)
- c. 大規模買付行為の目的、方法および内容(大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行 為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為および関 連する取引の実現可能性、取得完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはそ の理由等を含みます。)
- d. 大規模買付行為に際して第三者との間における意思連絡(当社に対して金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします。)の有無、ならびに意思連絡が存する場合にはその具体的な態様および内容
- e. 当社株券等の取得対価の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容等)
- f. 取得資金の裏づけ(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- g. 大規模買付行為後に意図する当社への関与のあり方(当社株主、当社取締役会等が適切に評価 し得る程度の具体性をもったものとし、経営候補者(当社および当社グループの事業と同種の

事業についての経験等に関する情報を含みます。)、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等)

- h. 当社および当社グループの顧客、取引先、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容
- i. その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所または本店所在地、代表者の氏名、国内連絡先、設立準拠法(外国法人の場合)および提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととし、当社代表取締役は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本情報のリストを当該大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本情報が揃うまで追加的に書面による情報提供を求めます。大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

(ii) 当社取締役会による評価検討

次に、当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し書面によって本情報の提供を完了した後に、当社株主の皆様への情報提供等を目的とした取締役会による評価、分析、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間である取締役会評価期間として、60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合)または90日間(その他の大規模買付行為の場合)をいただくものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は外部専門家等の助言を受けながら、提供された本情報を十分に評価・分析します。

当社取締役会は、大規模買付ルールを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役および社外有識者から選任するものとします。なお、当社取締役会において選任した独立委員会委員5名の氏名およびその略歴は別紙1のとおりです。取締役会評価期間中、当社取締役会は、本情報および本情報の取締役会による評価・分析結果を独立委員会に提供します。独立委員会は、取締役会による評価・分析結果や外部専門家等の意見を参考にし、また、判断に必要と認める情報等をみずから入手・検討して、① 大規模買付ルールが遵守されているか否か ② 対抗措置を発動するか否か ③ その他当社の企業価値および株主共同の利益を守るために必要な事項 につき判断し、取締役会に勧告します。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重に とりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件 改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

- (3) 大規模買付行為がなされた場合の対応
 - ① 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合 大規模買付者により大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何に

かかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、原則として、対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗します。なお、対抗措置を発動するか否かを判断するにあたっては、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重します。独立委員会が株主意思の確認を勧告した場合には、当該勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動前または発動後に書面投票または株主意思確認総会の開催などにより株主意思の確認を行うことがあります。

② 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、当社は、原則として、当該大規模買付者による大規模買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて、取締役会評価期間後、書面投票または株主意思確認総会の開催などにより株主意思を確認します。この株主意思の確認後、当社取締役会は、株主様の判断に従って、当該大規模買付行為に対して対抗措置を発動するか否かを決定します。

ただし、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案に対する反対意見の表明、代替案の提示、当社株主の皆様への説得等を行うに留め、大規模買付者の買付提案に応じるか否かを株主様個々のご判断に委ねるのが相当と判断する場合には、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

また、大規模買付ルールが遵守された場合であっても、当該大規模買付行為が、以下のa.からe. のいずれかに該当する場合であって結果として当社の企業価値または株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合においては、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、株主意思の確認を行わずに、当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動することがあります。

- a. 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当 社または当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合
- b. 当社の経営を一時的に支配し、当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなどの目的があると判断される場合
- c. 当社の経営を支配した後、当社または当社グループ会社の資産を大規模買付者やそのグループ会社の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合
- d. 当社の経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けを目的としていると判断される場合
- e. 最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等を行うなど、当社株主の皆様に当社株式の売却を事実上強要するおそれのある買付行為である場合
- ③ 対抗措置の具体的内容について

当社は、前記①②のとおり、独立委員会の勧告を最大限尊重し、または株主意思確認に基づく株主様の判断に従って、対抗措置をとる場合があります。

対抗措置として具体的にいかなる手段を講じるかについては、株主意思の確認のもとに大規模買付者に対して大規模買付行為の中止を求めること、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款の下で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択します。具体的対抗措置として株主の皆様への無償割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は別紙2に記載しておりますが、その時点における状況等を勘案し、行使期間や行使条件等を定めることとします。

④ 対抗措置発動の停止等について

大規模買付行為に対して、当社取締役会が具体的対抗措置を講じることを決定した後、状況の変化や当該大規模買付行為の内容に明らかな変更が見られた場合等、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合、対抗措置の発動の停止または変更等を行うことがあります。なお、これらの判断に際し、当社取締役会は独立委員会への諮問や外部専門家等への意見聴取を行うことができるものとします。

逆に、大規模買付行為に対して、当社取締役会が対抗措置の発動をしないことを決定した後に、明確かつ具体的な根拠をもって当該大規模買付行為が当社の企業価値または株主共同の利益を著しく損なうと判断される状況となった場合には、当社取締役会は独立委員会に対し改めて当該大規模買付行為にかかる勧告を求めることができるものとします。

(4) 株主・投資家に与える影響

① 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に対して対抗措置を発動するか否か、大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、必要に応じて当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、適切な判断をしていただくことが可能となります。

従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、前記(3)において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否か等により大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、当社株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向およびそれに対する当社の対応にご注意ください。

② 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、当社取締役会は、会社法その他の法律および当社定款の下でとりうる対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様(大規模買付ルールに違反した大規模買付者および前記(3) - ②に記載するa.からe.のいずれかに該当すると認められるなど当社の企業価値または株主共同の利益を著しく損なうと判断される大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。)が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および証券取引所の規則に従って、適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の発行についての当社株主の皆様に関わる手続きに関し、新株予約権の行使により新株を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。かかる手続きを含む諸条件の詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせします。なお、この新株予約権を取得した株主の皆様においても、その権利を行使しなかった場合は、結果的に希釈化の不利益を受けることがあります。

また、新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、新株予約権の 無償割当てを中止し、または無償割当てされた新株予約権を無償取得する場合には、1株当たりの 株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相 応の損害を被る可能性があります。

(5) 本対応方針の有効期間等

本対応方針の有効期間は、平成32年6月開催予定の第154期事業年度にかかる当社定時株主総会終結の時までといたします。

なお、本対応方針の有効期間中であっても、当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合は、本対応方針は当該決議に従い廃止されるものとします。また、当社取締役会は、当社の企業価値の向上および当社株主共同の利益を守ることを目的として、法令の改正や司法判断の動向等を踏まえ、今後必要に応じて本対応方針を変更もしくは廃止し、または新たな対応策等を導入することがあります。その場合には、その内容を速やかにお知らせいたします(注4)。

4. 本対応方針の合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(① 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、② 事前開示・株主意思の原則、③ 必要性・相当性の原則)をいずれも充足しています。また、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に関する議論等を踏まえております。

(2) 当社の企業価値および株主共同の利益を守る目的をもって導入等されていること

本対応方針は、基本方針に基づき、当社株券等に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様が適切に判断し、または当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、ならびに株主の皆様のために大規模買付者と交渉等を行うこと等を可能にすることにより、当社の企業価値および株主共同の利益を守る目的をもって導入等されているものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本対応方針は、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として継続されることとしております。また、当社取締役会は、原則として大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合および前記3.-(3)-②に記載するa.からe.のいずれかに該当する場合であって結果として当社の企業価値または株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合を除き、対抗措置を発動するか否かについて、株主意思の確認を行うこととしております。

さらに、本対応方針は、有効期間の満了の前であっても、株主総会において本対応方針を廃止する 旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されることとなり、株主の皆様の意思が反映されるも のとなっております。

- (4) 独立性の高い社外者の判断を重視していること 当社は、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、業務を執行 する経営陣から独立している社外取締役、社外監査役または社外有識者のいずれかに該当する委員 3 名以上で構成される独立委員会を設置することとしております。独立委員会は、大規模買付ルールが 遵守されているか否か、対抗措置を発動するか否か、その他当社の企業価値および株主共同の利益を 守るために必要な事項につき判断し、取締役会に勧告することとしており、当社取締役会は、その勧 告を最大限尊重して会社法上の機関として決議を行います。
- (5) 合理的な客観的発動要件を設定していること 本対応方針においては、大規模買付行為に対する対抗措置は合理的な客観的要件が充足されなけれ ば発動されないように設定しており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確 保しているものといえます。
- (6) 外部専門家等の意見を取得できること 独立委員会は、当社の費用で、外部専門家等の助言をみずから得ることができることとしており、 独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。
- (7) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと 本対応方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能であり、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社の取締役の任期は1年であることから、本対応方針は、スローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。
- (注1) 特定株主グループとは、(i) 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。) およびその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。) または、(ii) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者およびその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。
- (注2) 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i) 特定株主グループが当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者およびその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、同項に規定する当該保有者の共同保有者の保有株券等の数も計算上考慮されるものとします。)または(ii) 特定株主グループが当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の大規模買付者およびその特別関係者である場合の当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。各株券等保有割合の算出にあたっては、総議決権数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)および発行済株式の総数(同法第27

条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

- (注3) 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項または同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。
- (注4) 本対応方針で引用している法令の規定は、平成29年5月10日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の改正(法令名の変更や旧法令を承継する新法令の制定を含みます。)があり、それらが施行された場合には、本対応方針において引用している法令の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令の各条項を実質的に承継する法令の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

別紙1 (独立委員会委員の氏名および略歴)

近藤 忠夫(こんどう ただお)

【略歴】

昭和19年 4 月12日生

平成16年6月 株式会社日本触媒代表取締役副社長

平成17年 4 月 同社代表取締役社長

平成23年 4 月 同社代表取締役会長

平成23年6月 同社取締役会長

平成24年6月 同社相談役(現任)

平成25年6月 当社取締役(現任)

近藤忠夫氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に対して届出を行っております。当社「社外役員の独立性に関する基準」につきましては、本招集ご通知28ページをご参照ください。

なお、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

髙野 利雄(たかの としお)

【略歴】

昭和18年 4 月18日生

昭和43年 4 月 札幌地検検事

平成 7 年 7 月 甲府地検検事正

平成12年11月 東京地検検事正

平成16年 1 月 名古屋高検検事長

平成17年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会、現職)

平成18年2月 髙野法律事務所開設

平成24年6月 当社監査役(現任)

高野利雄氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。また、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に対して届出を行っております。当社「社外役員の独立性に関する基準」につきましては、本招集ご通知28ページをご参照ください。

なお、髙野利雄氏と当社との間には顧問契約はなく、特別の利害関係はありません。

市田 龍(いちだ りょう)

【略歴】

昭和27年4月2日生

昭和56年11月 太田哲三事務所(現新日本有限責任監査法人)京都事務所入所

昭和60年3月 公認会計士登録(現職)

平成14年7月 太田昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人)代表社員(現シニアパートナー)

平成19年9月 新日本有限責任監査法人 西日本ブロック長兼大阪事務所長

平成25年7月 市田龍公認会計士事務所設立

平成26年6月 当社監査役(現任)

市田龍氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。また、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に対して届出を行っております。当社「社外役員の独立性に関する基準」につきましては、本招集ご通知28ページをご参照ください。

なお、市田龍氏と当社との間には顧問契約はなく、特別の利害関係はありません。

下﨑 千代子(しもざき ちよこ)

【略歴】

昭和29年11月30日生

昭和58年10月 富山大学経営短期大学部助教授

平成 4 年 4 月 奈良産業大学経済学部経営学科教授

平成11年 4 月 神戸商科大学商経学部経営学科教授

平成16年4月 兵庫県立大学経済経営研究所(現:政策科学研究所)教授

平成16年10月 大阪市立大学大学院経営学研究科教授(現職)

平成27年6月 当社取締役(現任)

下崎千代子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に対して届出を行っております。当社「社外役員の独立性に関する基準」につきましては、本招集ご通知28ページをご参照ください。

なお、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

野木森 雅郁(のぎもり まさふみ)

【略歴】

昭和22年12月21日生

平成17年4月 アステラス製薬株式会社代表取締役副社長

平成18年6月 同社代表取締役社長

平成23年6月 同社代表取締役会長

平成29年6月 当社社外取締役選任予定

野木森雅郁氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役に選任される予定であります。また、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に対して届出を行う予定です。当社「社外役員の独立性に関する基準」につきましては、本招集ご通知28ページをご参照ください。

なお、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

新株予約権概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式 (但し、当社の所有する当社普通株式を除く。) 1 株につき 1 個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権 を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式(当社の所有する当社普通株式を除く。)の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1株を上限として当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(払込みをなすべき額)

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(払込みをなすべき額)は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者(但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。)ではないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

6. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、前記5.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき1株を交付することができる旨の条項を定めることがある。

ご参考

大株主(上位10位)の状況(平成29年3月31日現在)

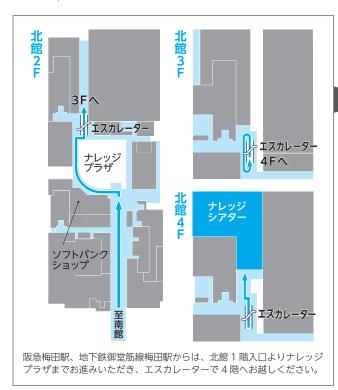
株 主 名	持 株 数	出資比率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	24,987	7.21
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	21,031	6.07
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	17,402	5.02
富士フイルムホールディングス株式会社	17,271	4.98
ト ヨ タ 自 動 車 株 式 会 社	15,000	4.33
株式会社三井住友銀行	7,096	2.04
日本トラスティ・サービス信託銀行 (信託口9)	6,886	1.98
株式会社三菱東京UFJ銀行	6,503	1.87
全国共済農業協同組合連合会	5,459	1.57
ダ イ セ ル 持 株 会	5,422	1.56
計	127,060	36.70

⁽注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。 2. 出資比率は、自己株式を控除して算出し、小数第3位以下を切り捨てて表示しております。

(メ モ	欄〉		

株式会社タイセル 株主総会会場ご案内図

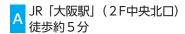
会場の **グランフロント大阪 北館** ナレッジキャピタル4階 ナレッジシアター (KNOWLEDGE THEATER) ご案内 大阪市北区大深町 3 番 1 号

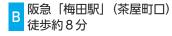




※駐車場・駐輪場のご用意はございませんので、公共交通機関をご利用くださるようお願い申し上げます。

交通のご案内





C 地下鉄御堂筋線「梅田駅」(5番出口) 徒歩約8分

阪神「梅田駅」、地下鉄谷町線「東梅田駅」、地下鉄四つ橋線「西梅田駅」ともに地下道経由でJR大阪駅中央口(改札)方面へ。その後、 案内に従って2F中央北口方面へお進みください。



